

令和 7 年度沖縄県北部医療組合病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度沖縄県北部医療組合病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 7 年度沖縄県北部医療組合病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 5 条に定めた

「公立沖縄北部医療センター等 整備事業	令和 8 年度から 令和10年度まで	25, 808, 597千円
公立沖縄北部医療センター エネルギーサービス事業	令和10年度から 令和24年度まで	7, 385, 400千円」

を

「公立沖縄北部医療センター等 整備事業	令和 8 年度から 令和10年度まで	35, 066, 829千円
公立沖縄北部医療センター エネルギーサービス事業	令和10年度から 令和24年度まで	12, 753, 000千円」

に改める。

第 3 条 予算第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（重要な資産の取得及び処分）

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	公立沖縄北部医療センター等 用地	105, 584. 74㎡